破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７９１７号
東京都北区豊島６丁目12―20　カーサＭ―203
債務者　鳥山　和夫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１８号
神奈川県横浜市港北区鳥山町1108―３―102ハンセン方、住民票上の住所東京都豊島区上池袋３丁目32―19　カルド池袋Ｌ　701
債務者　渡邊　由真
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４８号
東京都世田谷区野毛２丁目17―20
債務者　天堂　仁敬
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９５５号
東京都渋谷区本町２丁目19―５―105
債務者　橋本さとみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９６号
東京都江戸川区西小岩１丁目19―26
債務者　芹澤　邦日
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０００号
東京都日野市日野本町２丁目５―21
債務者　玉田　麻惟
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００１号
東京都大田区田園調布１丁目27―３―304
債務者　遠藤　峻河
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００３号
埼玉県吉川市道庭２―９―５　ピラタスＶ202、住民票上の住所東京都練馬区錦２丁目９―19
債務者　木村　朋陽
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１２号
東京都渋谷区本町６丁目29―４―302
債務者　重城　真帆
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１３号
東京都北区浮間３丁目16―３―207
債務者　橋本　千陽（旧姓宝地戸）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５５号
東京都墨田区江東橋４丁目13―２
債務者　千葉　雄二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５６号
東京都目黒区大岡山１丁目27―15―301
債務者　花田　侑輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８１３０号
東京都三鷹市深大寺３丁目19―17―102
債務者　渡部　　亮
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００２号
東京都江東区北砂６丁目17―５―301
債務者　谷津　悠太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３５号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号　高井田青山ビル　201号
債務者　徳　　悠子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和８年（フ）第３８号
宮崎市花ケ島町観音免942番地３
破産者　有限会社宮崎丸和青果
1　決定年月日　令和８年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係